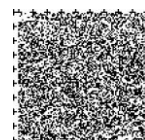


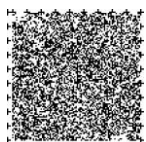
調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市

成年後見制度利用促進基本計画

令和 2（2020）年 3 月

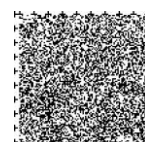
調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市

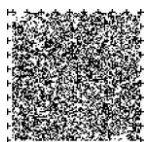




目次

はじめに.....	1
用語	3
本編	
第1章 計画策定の背景と前提	10
1 権利擁護支援や成年後見制度利用促進と私たちの暮らし	10
2 「権利擁護支援」や「成年後見制度利用促進」をめぐる国の動向	14
3 広域における市町村計画策定に関する国の考え方	18
第2章 広域による共通計画策定の目的と位置付け	19
1 広域での共通計画策定の目的	19
2 5市における市町村計画と共通計画との関係性	19
3 本計画の期間	20
第3章 成年後見制度利用を取り巻く東京都及び5市の状況と検討の方向	21
1 権利擁護支援や成年後見制度利用促進をめぐる東京都の動向	21
2 5市及びセンターの運用の状況	25
3 5市及びセンターの今後の方向性	32
第4章 共通計画の基本理念・体系と目標・取組みの方向性	33
1 共通計画の基本理念と目指す姿	33
2 共通計画の体系と目標(「基本目標」と「施策」)	35
3 基本目標と施策、取組みの方向性	37
第5章 計画の進行管理	62
1 計画の進行管理を担う合議体の設置・「振り返りの視点」の設定等	62
2 共通計画の「振り返り」の目的と推進についての方策	62
資料編	
共通計画策定の方法と体制	68



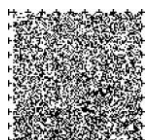


は じ め に

現在、国においては、制度・分野ごとに「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会の実現」を目指していますが、権利擁護支援や成年後見制度利用促進は、そのための必要かつ有効な手段の一つといえます。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年度法律第 29 号）及びそのあと国が定めた成年後見制度利用促進基本計画では、地域でお互いが支え合う包括的支援体制の整備が市町村に求められています。具体的には、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人の発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みとして「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」の 3 つの役割を念頭に置いた地域連携ネットワークの構築が求められています。その結果として利用者がメリットを実感できるような制度運用となることを目指しています。

成年後見制度の利用の促進に関する法律では、市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して当該市町村区域における成年後見制度利用の促進に関する施策について市町村計画を定めるよう努めるとされました。



5 市においては、平成 15 年度から、福祉的な配慮に基づく成年後見事務の提供を主業務とする法人として一般社団法人多摩南部成年後見センター(以下「センター」といいます)を設置し、5 市による共同運営を行っているところです。そこで、5 市では、センターを活用した 15 年余に及ぶ協働の実績を生かしながら、同地域における成年後見制度利用促進に資する体制整備を協働して進めていくことを目指して、広域による共通の目標をまとめ、市町村計画（共通計画）として策定することといたしました。

このように、広域と各市町村とで一体的な計画を策定することの意義としては、15 年余に及ぶ実績を活かして、次のことを期待するものです。

- ・ 5 市の市民・利用者にとって、5 市共通の目標のもとで、身近な地域における権利擁護支援の体制整備が図れる
- ・ 広域で取り組むことがより効果的と思われることの洗い出しが進み、将来に向けた 5 市とセンターの役割がより実効性の高いものになる

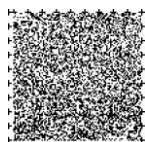
策定にご協力いただいた皆様に御礼申し上げるとともに、何よりも、本計画によって、成年後見制度が利用者にとってメリットを実感できる制度の運用がなされることで、誰もが安心してその人らしく暮らし続けられる地域づくりの一助となるよう、行政・専門職団体・関係機関・事業者等の連携協力により実効性の高い計画の推進が図られることを期待します。

令和 2（2020）年 3 月

調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市

成年後見制度利用促進基本計画策定委員会

委 員 長 西 田 雄 次

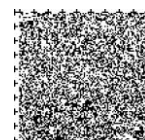


用 語

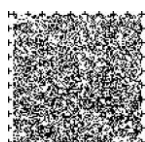
◆この計画書における表記は以下となります◆

- ・この計画書では、調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市を、「5市」といいます。
- ・この計画は、上記5市が策定する「共通計画」といいます。
- ・上記以外の表記については、文中、その都度注記しています。

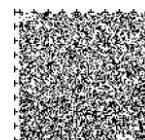
成年後見制度の利用の促進に関する法律 (本計画では「利用促進法」といいます)	平成28年4月公布、同年5月施行。成年後見制度の利用の促進について基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律です。
成年後見制度利用促進計画(本計画では「国基本計画」といいます)	平成29年3月24日、利用促進法に基づいて閣議決定された計画。基本計画に基づいて、関係省庁が連携して総合的かつ計画的に成年後見制度利用促進策に取り組むこととされています。
権利擁護支援	虐待や消費者被害等の権利が侵害されている場合に保護・救済をすること。また必要な情報を本人が理解しやすいように伝えたり、本人が福祉サービス等を使う場合に相談や助言をすること。さらには、金銭管理や社会保険料や税金等の支払いを代行することなど、本人の権利行使を支援することを行います。 「権利擁護支援」は「成年後見制度」と共に地域共生社会の実現のために重要な取り組みといえます。



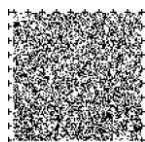
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害、発達障害等によって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。 成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2種類があります。
成年後見制度 （法定後見制度）	法定後見制度は、本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。本人の程度などに応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの制度が用意されています。
成年後見制度 （任意後見制度）	任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が低下した場合には、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。 任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされています。 本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。この手続を申し立てることができるのは、本人やその配偶者、4親等内の親族、任意後見受任者です。



権利擁護支援の地域 連携ネットワーク	全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みをいいます。 「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）に司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされ、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とします。 各地域における連携ネットワーク及び中核機関については、ア）広報機能、イ）相談機能、ウ）成年後見制度利用促進機能、エ）後見人支援機能という4つの機能について、段階的・計画的な整備、及びオ）不正防止効果への配慮が求められています。
チーム	権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な家族、親族や保健・福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに成年後見人等が加わって、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みです。国基本計画では、必要に応じ、福祉・法律の専門職が専門的助言・相談対応等の支援に参画するとされ、できる限り既存の支援の枠組みを活用して編成することとされています。 ※機能 <後見等開始前> 地域の中で、権利擁護支援が必要な人を発見し必要な支援へ結び付ける。 (本人と社会との関係性を修復・回復させる) <後見等開始後> 本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、法的な権限を持つ成年後見人等と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する。



協議会	後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体です。国基本計画では、期待される成果として、以下の事項が例示されています。 ①以下のような地域課題の検討・調整・解決 ・チーム（特に親族後見人等）への適切なバックアップ体制を整備すること ・困難ケースに対処するため、ケース会議等を適切に開催する体制を整備すること ・多職種間での更なる連携強化を進めること ②成年後見制度を含む地域の権利擁護に関することについて、家庭裁判所との情報交換・調整
中核機関	専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関。国基本計画では、地域の実情に応じて、市町村等が設置している「成年後見支援センター」や「権利擁護センター」など既存の取組みも活用しつつ、区市町村が設置し、その運営に責任を持つことが想定されています(市町村直営又は委託等)。 国基本計画「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」が担うべき、ア)広報機能、イ)相談機能、ウ)成年後見制度利用促進機能、エ)後見人支援機能という4つの機能を段階的・計画的に強化していく上で、また、同ネットワークがオ)不正防止効果を発揮していく上で、中核的な役割を果たす機関であり、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職や幅広い関係者との信頼関係を維持発展させ円滑に協力を得るノウハウ等を段階的に蓄積しつつ、地域における連携・対応強化を継続的に推進していく役割を担うことが求められています。 国基本計画では、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担するなど、各地域の実情に応じて調整されるものとされています。

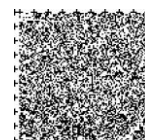


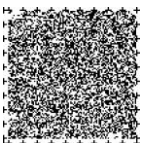
市民後見人(社会貢献型後見人)	弁護士や司法書士、社会福祉士などの資格は持たないものの、社会貢献への意欲や倫理観が高い市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた第三者後見人等の候補者です。
法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人等になり、家族、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことをいいます。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用に当たって必要となる経費を助成する制度をいいます。(申立てに要する経費、成年後見人等への報酬等) 高齢者関係では、平成 18 年の改正介護保険法における地域支援事業の創出に伴い、市町村の任意事業とされました。障害者関係では、平成 24 年の改正障害者自立支援法施行に伴い、地域生活支援事業として市町村の必須事業とされました。
市長申立て(首長申立て)	成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や親族が家庭裁判所に成年後見等開始の審判申立てを行うことが難しい場合等、特に必要があるときに市町村長(首長)が申立てを行う仕組みのことをいいます。
意思決定支援	認知症、知的障害、精神障害等で自己決定に困難を抱える人が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることを可能とするような支援の行為及び仕組みをいいます。

[参考資料]

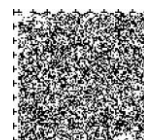
- ・『よくわかる権利擁護と成年後見制度 [改訂版]』(平成 29 年 4 月 10 日, 永田 祐等編著, ミネルヴァ書房)
- ・第 1 回 成年後見制度利用促進専門家会議(平成 30 年 7 月 2 日, 厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室)
- ・「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」(平成 30 年 3 月, 公益社団法人日本社会福祉士会(平成 29 年度老人保健健康増進等事業))
- ・「成年後見制度－利用をお考えのあなたへ－(1)(2)」(平成 30 年 10 月, 最高裁判所)
- ・「港区成年後見制度利用促進基本計画」(平成 30 年 12 月, 東京都港区)
- ・「大田区地域福祉計画・大田区成年後見制度利用促進基本計画」(平成 31 年 3 月, 東京都大田区)
- ・「尾張東部圏域 成年後見制度利用促進計画」平成 31 年 3 月, 瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町、特定非営利活動法人尾張東部成年後見センター)
- ・「市町村 成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き」(平成 31 年 3 月, 一般財団法人日本総合研究所(平成 30 年度厚生労働省社会福祉推進事業))
- ・厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/dl/shiminkoukennin.pdf>





本編



第1章 計画策定の背景と前提

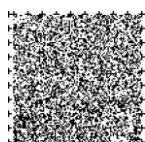
1 権利擁護支援や成年後見制度利用促進と私たちの暮らし

(1) 「権利擁護支援」及び「成年後見制度利用促進」とは

高齢化の進展に伴い、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより、自らにとって必要なことを主張したり、一人で選択・決定することが難しい状態にある人が増加するとともに、次のようなケースが増加しております。

- ・認知症の方や知的障害者、虚弱な方や情報へのアクセスが困難な方など、生活全般に見守り対応や支援が必要なケース
- ・経済的虐待や放置・放任等の虐待、消費者被害や詐欺被害に遭われる高齢者や障害者、支援の拒否（セルフネグレクト（自己放任））等の方など、積極的な介入や支援が必要なケース
- ・お金や財産の管理や生活福祉サービスの適切な利用ができない、病院や施設、住宅等の支払いや契約ができない、滞ってしまうことで生活の質が著しく低下してしまうケース

このようなケースに該当する方が地域社会に参画しながらその人らしい生活を継続できるよう、権利擁護支援と意思決定を支援することが求められています。成年後見制度は、その目的のための手段の一つであり、本人にとって最適な権利擁護支援や成年後見制度の利用を促進していくことが重要です。

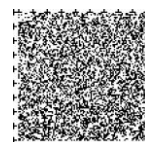


権利擁護支援には、見守りや地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業、以下「地域福祉権利擁護事業」といいます。）の利用を含む様々な支援方法があり、その中から最も本人に適した支援方法を選択することが重要です。また、虐待や消費者被害等の権利侵害が想定される場合には、行政等による早期の対応が必要になる場合もあり、刻々と変化する本人の状況を地域の中でしっかりと見守り、適切な支援につなげていくことが求められます。成年後見制度についても、必要な人が、本人にとってメリットを実感できる内容で利用できるような制度の運用が求められています。

（２）「権利擁護支援」及び「成年後見制度利用促進」に向けて重視すべき主な視点とは

そのためには、以下のような視点を重視することが必要となります。

- ・地域と連携し、自らＳＯＳを発しにくい人を早めに「発見」すること
- ・初期相談から専門相談の流れの中で、見守りや地域福祉権利擁護事業、成年後見制度の利用を含む様々な方策の中から、本人に適した方法が取られること
- ・成年後見制度を利用する場合は、成年後見人等の選任や交代等において、本人がメリットを実感できる制度の運用がなされること
- ・地域の中で、本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制（「協議会」）、コーディネートを行う「中核機関」の整備等の権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築すること 等



「成年後見制度利用促進」のイメージ

○以下は、「相談機能」「成年後見制度利用促進機能」「後見人支援機能」のそれぞれについて、現状と目指す姿を、例示したものです。

○5市における現状については25ページから32ページまでに、目指す姿については33から34ページに記載していますので、ご参照ください。

